

事 務 連 絡  
令和 8 年 8 月 7 日

各都道府県教育委員会施設主管課  
各指定都市教育委員会施設主管課  
各都道府県私立学校施設主管課  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の  
認定を受けた各地方公共団体の施設担当課 御中  
各国公立大学施設担当部課  
各国公立高等専門学校施設担当部課  
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

「令和 8 年度木材を活用した学校施設づくり講習会」の開催について（周知）

木材は、柔らかで温かみがある感触や調湿性など、建築物の部材としての優れた性質があると言われていたことから、学校施設への木材利用は、豊かな教育環境づくりを進める上で大きな効果が期待されます。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、令和 3 年 10 月 1 日に策定された「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」において「コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、木材の利用を促進すべき公共建築物（学校等）において、積極的に木造化を推進するものとする」と記載されています。

このことから、文部科学省では、学校施設への木材利用の取組を推進するため、「令和 8 年度木材を活用した学校施設づくり講習会」を別添のとおり全国 2 か所で開催します。本講習会の受講には事前申し込みが必要です。受講を希望される方は、別添を参照の上、以下の申込先までお申し込みください。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課におかれては域内の市区町村教育委員会施設主管課に対し、各都道府県私立学校担当部課におかれては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知されるようお願いいたします。

また、各国公立大学法人担当部課及び各国公立高等専門学校担当部課におかれては、所管の附属学校に対し、周知されるようお願いいたします。

## 申込先

文部科学省 HP 内に設置の参加申込フォームリンクより申し込みください。

令和 8 年度 木材を活用した学校施設づくり講習会ホームページ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/mokuzou/1407994\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/1407994_00003.htm)

## 関連資料

別添 「令和 8 年度木材を活用した学校施設づくり講習会」プログラム

施設企画課 環境施設企画係

担当者：田中・手代木

電話：03-5253-4111（内線 2288）

Mail：shisetulead-2@mext.go.jp